

【平成21年度】第3回図書館協議会の会議録

- 日 時：平成22年2月15日(月) 午後2時00～3時40分
- 場 所：図書館 三階保育室
- 出席委員(敬称省略)：濱田 友助、浜口 貞美、伊藤 眞由美、中山 潤一、
(10名全員) 野村 恵、小茂田 茂、河永 光代、樋口 美佐子、
望月 寛子、渡辺みどり、
市教育委員会側：和田副参事(事) 所長、千葉主幹、三宅館長、駒村主査
(5名) 事務局 高瀬担当
- 会議傍聴者：2名
- 議 題：① 平成22年度事業計画(案)について
② 指定管理者制度の導入について
- 使用資料：(別紙のとおり)

【第3回鎌ヶ谷市図書館協議会】

<会議次第>

1. 開 会
2. 挨拶(委員長・生涯学習センター所長)
3. 第3回図書館協議会の議事
【議 題】① 平成22年度事業計画(案)について
② 指定管理者制度の導入について
4. 【調整事項】次回の会議日程
5. 閉 会

1 開 会 定刻に開会

2、挨拶

○委員長(議長)

鎌ヶ谷市の図書館が、大変、大きく変化していく時期に、私達は委員になったと思います、責務は大変大きいと感じております。

<開会宣言>

議長より「21年度、第3回会議の開催を宣言」

○和田参事(兼)生涯学習推進センター所長

他市同様、鎌ヶ谷市でも5年前より、厳しい財政状況に陥っており、その改善、立て直しに様々な改革に取り組んでいるが、来年度もさほどゆとりを感じる予算ではない。

しかし、図書館の役割と責任、そして親しみ、利用しやすい図書館をめざし…来年度もしっかりと運営していく方針であり、23年度からの指定管理者制度の導入問題も、細心の注意を傾け、万全な体制で導入できるよう、取り組んでまいります。

今後も、図書館協議会は、これまで同様に図書館運営にご支援、ご意見を期待します。

<会議成立要件の確認>

本日の会議成立の委員は全員出席であります。過半数を超えておりますので、協議会運営規則第4条に基づき、本日の会議は成立。

<議事録署名人>

本日の議事録署名人は、渡辺委員と、小茂田委員の2人を指名します。

— 議 事 —

「平成22年度の事業計画（案）について」

それでは、本日の議題に入ります。まず最初に「平成22年度の事業計画（案）について」を議題といたします。まず市より説明を求めます。

<三宅図書館長より別紙資料を説明する。>

（ 質 疑 応 答 ）

【質問】 実際に鎌ヶ谷市では、ブックスタート事業など、乳幼児への取り組みをしているので、「事業計画」に明示した表現を記載してもよろしいのではないかと？

(回答) ご指摘のように実際に取り組んでいる内容ですので、事業を明示するよう、その箇所は訂正します。(訂正箇所は、方針と概要の箇所)

【質問】 小さな子供たちが図書館に来た時の対応（サービス）はどのようにしていますか？（お母さんと幼児が来た時は、遊び場とか、幼児がお腹がすいた時の食事など…）

(回答) 現在のこの図書館では、2階に児童コーナーがあります。ここでは、小さなお子さんは靴を脱いでくつろぐスペースは設置してあります。ただ飲んだり、食事をすることはご遠慮願っております。

【質問】 玩具などは置いてあるのですか？

(回答) 玩具など音の出るものはありません。どうしても図書館ですので、他の来館者で読書や、本探しの方に影響しますので…おもちゃなどは置いてありません。

【質問】 「国民読書年」と言う言葉をテレビ等でお聞きしますが、どういうことですか？

(回答) 国民読書年とは、文字・活字文化振興のために、国会において2008年6月に、「国民読書年に関する決議」が採択され、2010年（平成22年）を「国民読書年」とすることが決議された。この決議では読書の街づくりの広がりや、様々な読書に関する市民活動の活性化など読書への国民の意識を高めるため、政官民が協力し国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されました。

2000年の子ども読書年から10年を経過し、その間2001年に「子どもの読書活動推進法」が、2005年には「文字活字文化振興法」が制定されており、読書環境の整備など活字文化の振興に向けた政策が進められています。

この「国民読書年に関する決議」を受け、「読むこと」を通じて豊かな言語力を育むことを目標に、図書館をはじめ様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取り組みが推進されていく予定です。

【質問】 鎌ヶ谷市の22年度の事業計画の中に、この「国民読書年」に関する計画はありますか？

(回答) 22年度の事業計画は、幅広い年齢層の方々に読書へのサービスを充実させる…とのことで、今までは不十分であった青少年期の方々にたいして、ヤングアダルト・サービス、子育てや、団塊の世代の方々へ向けた企画展やイベントを「国民読書年の取組み」として考えております。また高齢、障害のある方へのサービスとして「大活字の本」点訳本、録音テープなどを充実させて、読書推進を進めていきたいと思っております。

【議長】 他にご質問はありますか？……なければ、今回の22年度の事業計画（案）は、ご提案のとおりでよりいいでしょうか？ それでは、この事業計画に沿って、ベターな図書館運営を進めていただきたい。

————— (委 員 異 議 な し) —————

次に移ります。

本日の議題の二番目、「指定管理者の導入について」を議題にします。この件は、昨年末の会議で、様々なご意見がでて、その議事録も事前に配布され、一読されておることと思いますが、私なりにまとめますと三点の意見となりそうです。

一点目は、指定管理者制度の導入の手続きの流れについて

二点目は、制度導入と図書館運営の方向性について（特に学校との連携と図書館ボランティア団体との連携強化）

三点目は、図書館ボランティアなどの窓口を、組織体制のなかできちんと対応できるよう整えていくこと。

そのように記憶いたしております。市におかれても、こうした点を踏まえて、わかりやすく、説明してください。

(回答) まず1点目としまして、配布の「制度導入スケジュール」によりご説明します。今年度(21年度)の手続きは進んでおりまして、3月には6月付議に向けて、図書館設置管理条例の一部改正と公募に向けた準備に入ります。22年度に入り6月に「条例改正案を付議し」、8月までに「指定管理者の公募の手続き」を進めます。9月には「公募業者の選定審査会を行い、候補者決定、仮契約」が結ばれ、12月議会に「指定管理者の指定」の議案の付議、決定後、告示され指定業者と本契約、平成23年4月より指定管理者に移行して実施することとなります。

2点目の制度導入と図書館運営の方向性については、指定管理者制度が導入されることによって、鎌ヶ谷市の図書館の運営方針が変わることはありません。

指定管理者の行う業務は、図書館長業務を始め窓口サービス業務、蔵書管理業務、施設管理業務、読書活動推進業務、ボランティア活動支援業務等、図書館業務全般の業務を執行してまいります。

なお、図書館運営に係る方針決定や蔵書計画(図書購入)等、図書館の基幹的な業務については、これまでどおり教育委員会が行ってまいります。

指定管理者に対しては、業務上必要な人員体制をはじめ、有資格者数、経験年数等の基準を義務付け、業務開始後は毎月事業報告の提出を求めるとともにモニタリングを実施し、図書館業務が適切に行われているかをチェックしてまいります。

こうした取組みの中で、指定管理者に対して監督や指導し、教育委員会として図書館行政に対する責任を果たしていきたいと考えております。

(回答) 三つ目の「図書館ボランティアなどの窓口を、組織体制のなかできちんと対応できるよう整えていくこと。」についてお答えいたします。

平成23年4月に指定管理者導入に入るにあたり、平成22年4月から、生涯学習課と生涯学習推進センターを統合する形で準備を進めております。組織名称も「生涯学習推進課」と言うことで考えております。この中に企画調整係、生涯学習推進係、青少年係の3係を予定しております。図書館に関することは「企画調整係」の中に所掌事務として配置することにしております。

「指定管理者制度の導入について」

(質 疑 応 答)

(1) 指定管理者制度のスケジュールと図書館協議会との関係

【質問】 指定管理者制度になることと、協議会の関係がいまいちわからない。例年、協議会は6月、12月、2月に開催されていますが、今後も固定なのですか？

(回答) 図書館協議会は、例年、6月、12月、2月に開催しており、今後も実施の予定ですが、この時期は固定ではなく、議案により変動があります。

(2) 制度導入しても公共図書館の役割と運営方針について

【質問】 指定管理者制度を導入してもこれまでどおり、市が主導権を持って図書館を運営していく…と言うことはわかりました。主導権を持つ図書館に専門的職員が市側にいないと結局、指定管理者にすべて任してしまう心配があり、図書館側に、司書の育成なり確保は重要なことです。参考ですが先日、視察で八千代市に行った時、事情が違いますが、図書館専門職は採用ができないが、一般職で司書資格を有する職員を採用するよう求めたら、新職員の中に有資格者がいたとお聞きしました。

継続的に公共図書館を運営していく事が必要なので、有資格者を確保していく事や、養成していくことは必要と思いますが、鎌ヶ谷市ではこうした取り組みはしないのですか？

(回答) 指定管理者制度を導入しても、市の専門職の確保は他市同様、大事なことです。鎌ヶ谷市では、職員削減している中で、専門職を採用していくことは困難です。毎年度、職員配置、体制を整えていくなかで、市民サービスの拡大の視点から、司書資格を有している職員の把握や配置、指定管理者制度を導入後も、適正な職員管理を行ってまいります。

【質問】 公共図書館側に専門職の職員がいないと…指定管理者側に丸投げしてしまうことになり、また、市民側の視点に立った業務運営を行ってほしい。公共側の司書能力、レベルが高くないと、事業者の言われるままになってしまい、業者側の都合の良い蔵書購入や図書館運営がなされてしまう心配がありますので、公共性の図書

館を確保のためにも、権限と専門職員の配置は大事にしていてもらいたい
(回答) はい！わかりました。

【質問】 大卒で司書資格をとる方法（講習会・学科習得）はあるのではないかと？

(回答) ここで即答はできませんが、人事担当部局との協議の機会にこうした問題も話し合
って、申し上げてまいりたいと思います。

**【意見】 市職員の配置を見ると、専門職の資格を取っても資格を生かし切れていない。社会
福祉の資格があっても場違いの職場にすることがある。もっと長年、専門職が生か
せる職場に市役所がなっても良いと私は思いますが。**

**【質問】 一言で「司書」と言っても、児童図書司書、学校図書司書…など多くの分野がある
ので、必要な司書職の目標を定めて、養成することが必要ではないかと？**

(回答) 「司書資格」は一つだけで、図書館のすべての業務ができます。学校図書は「図書
教諭」という教師資格と学校図書科目を習得した者です。12 クラス以上の学校では
司書教諭を配置することのなっており、鎌ヶ谷市は全学校に図書教諭がおります。

**【質問】 厳しい財政事情の中で、指定管理者制度を導入するわけですが、当然、公募・入札と
なれば、一番安い経営費を提示した事業者を選ぶこととなります。民間経営では、高額
な雇用条件でなく、低い賃金や労働条件で、社員募集するのが常識です。**

こうした低賃金で働く従業員は、これまで市職員が行ってきた同じ仕事を引き継いだ
のに労働条件では大きな格差が生じることとなります。そこで、市は入札に際し、公共
図書館の使命を果たすのに必要な運営費を試算し、雇用条件(賃金・専門資格要件な
ど)を併せて提示することを検討してほしいのです。民間企業に委託したあとに市の財
政は明るくなるでしょうが、公共図書館の「無償で市民に知る権利を保障した施設」と言
う使命を永続的に担う事が出来ない心配があるからです。

先日、拝見した鎌ヶ谷市議会の議事録のなかで、「野田市の公契約条例」…と言う質
疑の中で、「検討に値する」と市の担当部長が答弁されていますがどう考えますか？

(議長) うーん…今の…質問は、指定管理者制度導入後の（業者雇用の問題と言う）詳細な
内容の質問であり、今後の会議で協議する内容として、どうゆうふう指定管理業
者を公募していったらよいのか…と言った質問ですので、今日の会議では、今後の
ご意見、提案として止めさせていただきます。

それでは、次の三番目「今後の窓口体制や、組織体制について」、ご質問はございま
せんか？

**【質問】 「鎌ヶ谷市の図書館」（冊子）の中に組織図がありますが、今後、どう変わっていく
のか、いまいよくわからない？**

(所長) —（組織図で説明）—生涯学習部の中を整理統合し、部内の6課・センターを、今
年の22年度4月から、生涯学習課と生涯学習推進センターを統合する形で整理統合
いたします。組織名称も（仮称）「生涯学習推進課」と言うことで考えております。

「企画調整係」には、司書専門職を配置する予定で、主幹相当職を係長兼務で配置する予定です。よって、図書館長と主幹相当職の企画調整係で図書館運営などを行っていくこととなります。

【質問】 どうも忙しい兼務体制で、図書館業務がおろそかや、図書ボランティアの相談に充分乗っていただけないのではないですか？

(所長) そんなことはなく、「企画調整係」では主に図書館業務や、行政関係業務が主で、主幹も配置しますので、窓口では十分対応できるものと思っています。

【質問】 指定管理者制度に移行後、図書館業務を業者へ丸投げにしないように、管理や運営システムをしっかりと作って、対応してもらいたいのですが？

(所長) 23年度からの指定管理者導入も含んで課長級の主幹を配置してやっていくので、おろそかにならないよう対応してまいります。

【質問】 現在の図書館の業務は、ここの本館と公民館など図書分館5館の業務があるわけですが…このほかには、何か業者委託されるものはありますか？

(館長) そのほかは予定しておりません。図書館施設と3階の学習教養施設とこの図書館の建物管理を委託する形で考えています。

【質問】 制度を導入すると、図書館長は指定管理の業者が「館長職」を行います。そうなると、市教育委員会から任命された図書館協議会委員は、指定管理の民間業者館長の下に配置される組織となりますが、その辺はいかがですか？

(所長) ご指摘のとおり不具合な図書館協議会となります。図書館法では協議会は「設置することができる」なっており、民間館長が行政より諮問を受けた委員へ諮問する…と言う不具合な、おかしな形になるので、この機能を逸することなく、名称はともかく、この機能（市民、ボランティアの代表の方々と協議する）は必要がありますので、組み替え、再構築する形で存続させる方法を検討しております。

【議長】 そのほかにかがですか…ご質問がなければ、まとめていきます。

これまで、手続き、方向性、組織体制など、だんだん指定管理者制度の導入において、わかってきたようですが、今後、22年度の会議においても、導入にあたりより良い方法をこの協議会で提言できたら…と思っております。以上で議題については終了いたします。その他、事務局で何かございますか？

【事務局】 22年度、例年ですと年3回（6月、11月、2月）開催され、視察は10月頃、また前回決めた月曜日午後2時から…との事ですが、いかがいたしましょうか？

（意見） 今、固定した日程でなく、指定管理者制度の導入問題があるので、その手続きの流れに合わせて、臨機応変に日程に合わせていった方が良いと思います。

【事務局】 22年度に組織改革があるとの事ですので、図書館の所管課長が決まってから、日程の調整をした方がよろしいかと思っておりますが…

（意見） 6月開催だと、6月議会に既に付議した内容の説明となってしまうのでは？

【事務局】 6月議会に付議する課長と協議し、内容を市より提示を受けて、付議前に協議会を開催すれば委員も納得される方法ではないかと思いますが…

【議長】 それでは、5月中旬頃に開催予定として、来年度に入ったら課長協議していただき、私に報告していただけたらと思います—それでよろしいですか？

(委 員) 全員了承！

【議長】 それでは、次回会議は5月中旬、新年度に入ったら協議していただき、事前に報告いただきたいと思います。 本日の議事はすべて終了しました。

私は、図書館についてそれほど詳しいわけではなく、市民の目線で、どうしたらよりベターな運営ができるかを考えているだけでして、来年度もよろしく願います。以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。皆さん、ご苦労様でした！

閉

会

以上、会議内容に関する記載に相違ないことを認めます。

平成22年4月 12日

氏 名 小茂田 茂

氏 名 渡 辺 みどり